

小中一貫教育推進の必要性

—その類型と導入目的の構成—

助川 晃洋・河原 国男・遠藤 宏美・工藤 文三

**The Educational Necessity of Combining Elementary and Junior High Schools :
Types and Purposes**

Akihiro SUKEGAWA, Kunio KAWAHARA, Hiromi ENDO and Bunzo KUDO

I はじめに

本稿は、2011（平成23）年8月24日に千葉大学で開催された日本教育学会第70回大会ラウンドテーブル「小中一貫教育推進の必要性（理由）を検討する—『義務教育学』の創成のために—」（別記参照）での四つの当日配布資料を一つにつなげたものである。

ただし、形式や表現等を全体で調整するとともに、必要な軽い加除修正を一部に施した。またⅢの3において、表「小中一貫教育導入の背景・目的・方法・副次効果」を新たに挿入し、内容を補強した。さらに、もともとは『義務教育学』の創成をめざして」という見出しで、Ⅲの4に位置づけられていた部分を独立させ、見出しを変更した上で、本稿のⅥに置いた。しかし論旨については、全く変更を加えていない。Ⅱの1・2とⅢの1には、内容的に重複する記述が含まれているが、その解消もあえて行っていない。

別記⁽¹⁾

○ 役割分担

司会者：助川 晃洋（宮崎大学）

提案者：助川 晃洋

問題提起：学校設置者等においてどう推進理由が把握されているか

河原 国男（宮崎大学）

推進の必要性類型についての仮説

助川 晃洋

宮崎県小林市の事例から

遠藤 宏美（宮崎大学）

東京都品川区の事例から

指定討論者：工藤 文三（国立教育政策研究所）

○ 趣旨

目下、全国の市町村等の学校設置者の主導の下で小中一貫教育が急速に展開し、教育目的、内容、方法等にかかわる教育システム上の改革が進行している。

その改革が適切に実行され教育効果を上げるためには、国や都道府県等の支援のみならず、教育学研究上の種々の課題があるだろう。

どのような必要性（目的、理由）から推進するか。

事業を推進している自治体側からすれば、「基本計画書」などで解答済みである。

この問いに対し、公的文書の内容とは別個に、それぞれの地域等の実情に照らして、あらためてその必要性（理由）を把握し、整理すること、そして現場（教育委員会や学校）にその結果を適切な形で報告することは、教育学研究が当面する課題の一つであるに違いない。

本企画は、推進支援の現場から報告を行い、教育学的に様々な角度から検討し、この課題の一端に応えたい。こうした検討を積み重ねつつ、「義務教育学」の可能性を探求し、その創成に貢献したい。

II 問題提起：学校設置者等においてどう推進理由が把握されているか

1 「理由」を問う姿勢の欠落

近年の我が国では、小中一貫教育が、まさに燎原の火の如く広がっており、義務教育改革、そして地域教育改革の一つの有力なトレンドとなりつつある。

しかしながら改革の現場に目を向けると、「なぜ小中一貫教育なのか」という「推進の必要性（理由）」にかかわる問いが、全くと言ってよいほどに深められていない。小中一貫教育が、あくまでも「設置者の判断」⁽²⁾に基づく取り組みである以上、各自治体が、教育改革の主要施策としてそれを推進する理由は、それぞれが直面している地域事情等を反映することによって、ある程度はバラエティーに富んでいてもおかしくないはずであるが、副次的・随伴的な理由においてであればともかく、中心的な理由（主導動機、大義名分）においては、決してそうっていないのである。

2 「理由」の定型性

2008（平成20）年11月23日の朝日新聞「新学歴社会 選択のとき」欄に掲載された「小中一貫 連携手探り」という記事では、次のように述べられている。

中学に進んだとたん、勉強の内容や生活の変化になじめず、学校に適応できなくなる「中1ギャップ」。小中一貫教育はその対応策という意味合いが強い。

端的なのは不登校やいじめだ。07年度の国の調査では、不登校の子は小6では約8千人だが、中1では3倍強の約2万5千人に跳ね上がる。いじめも小6の約1万件から中1で約2万1千件になる。

学力向上が叫ばれる一方で、「中1ギャップ」は間違いなく公教育の重い課題になっている。

日本教育相談研究所長の木下貴博さんは、小中の「段差」の大きさを指摘する。

まず、勉強のスピードと量だ。教科担任がそれぞれ宿題を出し、定期テストの前には遅

れを取り戻そうと授業を急ぐ。さらに、部活動やふだんの学校生活では、小学校で経験しなかった先輩、後輩の厳しい上下関係がある。

ここでは、小中一貫教育は、「中1ギャップ」と称される小・中学校間の「段差の解消」と「なめらかな接続」⁽³⁾という目的を達成するための方法であると説明されている⁽⁴⁾。そして世間一般においても、学校設置者を含む教育関係者全般においても、小中一貫教育推進の中心的な理由は、移行期の学校不適応問題に対応するためであると、ほぼ共通に理解されている。そこには、定型性の存在が明瞭に看取され得るのであり、「市区町村と学校の主体性と創意工夫により、ローカル・オプティマム（それぞれの地域において最適な状態）を実現する」⁽⁵⁾という姿勢は、むしろ希薄であると言わざるを得ない。

3 実践の定型性

小中一貫教育の実践に目を向けると、その目的の達成に資する異校種間連携の取り組みとして、児童・生徒間の「交流」機会が数多く設定されることになる。その典型が、小・中合同行事である⁽⁶⁾。しかしその種類、内容、運営方法は、おそらくは全国どここの学校でも大差ないものと推測される。すなわち小中一貫教育が、全国各地に急速な勢いで普及しつつあるということは、義務教育段階において、実践の定型性の創出—一部「先進」地域の取り組みの「ナショナル・スタンダード」化—が、急ピッチで進行していることと同義なのである。

結局のところ、小中一貫教育に取り組んでいること、ただそれだけでは、自治体にとっても、また学校にとっても、もはや「特色」をアピールすることには全くなならない。小中一貫教育の訴求力は、早くも、すでに失われつつあるのではなからうか。

III 推進の必要性類型についての仮説⁽⁷⁾

1 なぜ「必要性」を問うか

公立小・中学校に、小中一貫教育（教育目標・研究主題の統一、9年間についての教育的観点からの時期区分の設定、各教科等の教科内容配列の連続性・区切りの設定、小学校高学年での一部教科担任制、合同行事、合同研修等）が導入される場合、学校設置者側の基礎作業として、小・中学校の「適正規模・適正配置」に関する委員会等において、当該地域や学校の実態等に見られる「少子化」等の問題状況が把握され、共有される。

その作業が行われ、問題の所在が的確に認識されたとしても、しかし「基本計画」文書においては—一般傾向として言えば—当の問題との関連性を十分に踏まえることなく、「段差解消」、「中1ギャップ解消」、「教師の指導力向上」等の通例一般の諸事項がやや網羅的に列挙され、定型的表现となって当該地区の導入理由として説明される。

こうした学校設置者レベルの推進事情は、管轄の小・中学校でも追認され、基本目標の一つとして提示される。その場合、方法的措置という認識は概して乏しい。

小中一貫教育を適切に推進し、実践し、検証評価に堪える取り組みとするには、(a) 主要な必要性理由を、(b) 副次効果とともに類型として整理することが重要と考える。この手続きを経て、さらに(a)と(b)とを複合的に組み合わせる。こうした作業によって、義務教育の「創造」契機を生み出す、そのような小中一貫教育の推進を正当化できる「導入目的」が構成できないか。

2 「必要性」の基本類型

ここで「必要性」とは、公立の小・中学校が、小中一貫教育の取り組みを導入することによって、義務教育機関として、地域や学校の実情等に応じて義務教育の質保証・向上という公共的な責務をどのような観点（指標）から客観的に適切に果たすか、という“客観的必要性”を指す。その必要性を小中一貫教育の実情と理念－普及の実情とは別に想定し得る理念－等に即して類型化し、次の4種に分類する。

(1) 主要な必要性類型

第1種：少子化対応型

少子化の動向に伴う学校環境の動向（学級数の減少→教員数の減少・適切な学習集団の不成立）の認識と将来予測を踏まえて、小中一貫を通じて学校・学級等の集団規模や教員配置を適正化し、最低限度以上の学習基盤を構築することによって義務教育を受ける機会を均等にする。

第2種：学力底上げ型

公立小・中学校の学級集団の構造として普通に生ずる低学力者の増加に対して、小中一貫による教育方法・内容上の工夫改善によって、不得意教科の克服を要する一部、もしくは全体の児童・生徒を対象として「補充的な学習」を促し、底上げ（フォローアップ）する形で学力を実質保障し、義務教育の水準を確保する。

第3種：重点目標等追求型

現代的教育課題にかかわる重点目標（「シチズンシップ教育」、「キャリア教育」、「人間力育成」、「コミュニケーション能力」、「読解力」、「“学びの共同体”づくり」等）や、6－3制以外の学年段階の区分等を設定し、学習指導要領の範囲内の工夫によって、もしくは研究開発学校制度・教育課程特例校制度の下で学習指導要領によらない、教育方法・内容上の工夫によって、最低保障以上の段階で義務教育の質的水準を確保する。

第4種：保護者ニーズ対応型

学校選択制の下で「準市場」（公共部門において市場メカニズムを導入してサービス提供者を競争させて効率的で質の高いサービスが提供されるよう政策が設計する）が出現する地域で、或いは実質的にそれに近い、私立学校の学校選択可能状況が生み出されている都市地域で、「特色ある」質の高い教育サービスを公的責任において提供することによって、保護者ニーズに対応する形で、義務教育の質的水準を確保する。

(2) 副次効果

副1：児童・生徒の生徒指導上の効果

児童・生徒の交流機会が増えることにより、また小・中学校の教員の相互乗り入れや、教員との関係の先取りや関係の継続により、児童・生徒の学校生活や対教師関係が安定化する。

副2：教員の指導力向上

教員が異校種学校の教員や児童・生徒と交流することによって、教科等の指導能力の質的改善を図ることができる。

副3：地域コミュニティの活性化

地域社会の支援組織や地元高校との連携協力を密にすることによって、また地域の自然的・文化的資源を教材化することによって、地域コミュニティの活性化の課題と一体的に取り組む。

副4：財政面での節約と効率化

校地、施設設備等を共有したり、教員の配置を工夫したりすることによって、多様な教育資

源を円滑かつ効率的に活用することができる。

3 「導入目的」の論理構成

以上の主要な必要性類型と副次効果の複合的組み合わせによって、必要性を導入理由として明確に踏まえて一層の適切性を確保するとともに、「創造的」な教育実践を促す導入目的の論理が、代表的に導き出されるだろう。それは、次のように整理することができる⁽⁸⁾。

表：小中一貫教育導入の背景・目的・方法・副次効果

	第1種： 少子化対応型	第2種： 学力底上げ型	第3種： 重点目標等追求型	第4種： 保護者ニーズ 対応型
背景 (将来予測 を含む)	児童・生徒数が減少傾向にあり、(過)小規模校が出現している。	小学校の学習内容を十分に修得しないまま中学生になっている子どもがいる。	現代的諸課題に対応する教育実践が求められている。	主に中学校進学段階において学校選択可能状況が生じている。
目的	学習集団の規模や教員配置等を適正化する。	児童・生徒に基礎学力を保障する。	教育実践の研究開発を組織的に行う。	積極的に選択される(信頼される)学校をつくる。
方法	同一中学校区内に位置する小・中学校間の連携を深める。	接続期を中心に、小・中学校の教員が連携し、相互に乗り入れ授業等を行う。	9年間を見通したカリキュラム開発や教育方法の工夫等を行う。	専門性の高い(質の高い)授業の実現等、学習指導の充実を図る。
副次効果	副4：財政面での節約と効率化 副3：地域コミュニティの活性化	副2：教員の指導力向上 副1：児童・生徒の生徒指導上の効果	副2：教員の指導力向上 副1：児童・生徒の生徒指導上の効果 (副3：地域コミュニティの活性化)	副2：教員の指導力向上 副1：児童・生徒の生徒指導上の効果 (副3：地域コミュニティの活性化)

注(1) 上記の4種の基本類型は、理念型モデルとして設定する。

(2) 実際の導入プロセスにおいては、一つの類型を基本としながらも、他の類型を要素として混合しているケースが一般的である。

(3) 以上の4種の基本類型によって、小中一貫教育の推進、実践を教育の論理によって全体的に、適切性をもった形で説明できることが期待される。

これらは、個々の事例を認識する際に有益な参照基準となるであろう。そして、当該地域及び学校に導入した小中一貫教育の目的に、可能な限り対応した形で、検証評価を可能にする基礎的条件となるだろう。

IV 宮崎県小林市の事例から

「小中一貫教育推進の必要性（理由）」は、誰（或いは何）にとってのものか、どの段階においてのものかによって区別される。小林市の場合であれば、次のように整理することが可能である。

1 着想段階：教育委員会によって把握される理由

そもそも小林市教育委員会が小中一貫教育に注目したのは、市内における児童・生徒数の急激な減少と学校の小規模化が進行してきており、さらにそうした問題状況の継続が、かなりの確率で予想されたからであった。2007（平成19）年11月に出された小林市立小・中学校規模適正化審議会答申「小林市立小・中学校の適正な学校規模の基本的な考え方及び具体的方策について」では、次のように述べられている⁽⁹⁾。

学習集団や生活集団を増やす方法の一つとして、小中一貫教育を考えることができる。

教育行政のレベルにおいて、小中一貫教育が、「学校規模の適正化を推進する」ための「具体的方策」とみなされていることがわかるであろう⁽¹⁰⁾。すなわち小林市における小中一貫教育推進の根本理由は、「少子化対応」のため、である。

2 計画段階：地域社会に対して説明される理由

小林市教育委員会は、2008年8月に小林市小中一貫教育基本計画策定委員会が原案を作成し、同年11月に確定された「小林市小中一貫教育基本計画」に基づいて、市内全小・中学校教職員と保護者・地域住民に対して、説明会を開催している（それぞれ1回と7回）。

そして上記「基本計画」に示された小林市の小中一貫教育構想の中心的な特徴は、次の2点に整理することができる（拙稿参照。ただし一部の表現を変更した）⁽¹¹⁾。

- 6・3制から4・3・2区分への変更と小学校段階からの一部教科担任制の導入
- 「こすもす科」の創設

前者は、接続・移行期に生じる児童・生徒の学校不適応状況に対する予防的対応を意図した教育方法上の工夫であり、「小中一貫教育ならではの」ものである。後者は、「生きること」を主題とした新しいカリキュラム開発の取り組みであり、「小林市ならではの」ものである。したがって、「なぜ小中一貫教育なのか」という問いに対する小林市教育委員会の回答であり、また関係者が共通に理解する（少なくともそのように要請される）小中一貫教育推進の理由は、その実質的な意味においては、「重点目標等」を「追求」するため、ということになる。

3 実践段階：学校において独自に構成される理由

西小林中学校区3校（小中一貫教育推進モデル校）では、算数・数学科において習熟度別少人数指導が行われている。次の通りである（下線は引用者による）⁽¹²⁾。

指導の方法は、算数科において中学校より数学担当教諭が小学校に出向き第6学年を3分割し、担任・中学校教諭・加配教員担当の3つのコースで指導にあたる。また、第7学年（中学1年—引用者注）においても、小学校より中学校に出向き同様の方法で指導にあたる。更に第3学年～第5学年については、担任と加配教員担当による少人数指導を実施している。

下線部分は、小学校から中学校へと教員が乗り入れる「小中一貫教育ならではの」の仕組みを活用することで、低学力の7年生（中学1年生）の「補足的な学習」を指導するという注目すべき実践を含んでいる。このとき学校現場では、小中一貫教育を推進する理由が、「学力底上

げ」のため、と解釈されていると考えられる。

V 東京都品川区の事例から

品川区における小中一貫教育は、学校選択が可能である状況を前提に、保護者から「選ばれる」学校をつくることと、教育課題に対応したカリキュラムを開発することとが、密接にかかわりあいながら進められてきたと言える。

1 保護者ニーズへの対応

品川区は、2003（平成15）年、構造改革特別区域法に基づく「小中一貫特区」として認定を受けた。その際の「計画書」で品川区は、次のように記している⁽¹³⁾。

小中一貫特区として、本区は、学校選択制のもとで、各地区に小中一貫の教育課程を実践する小中一貫校を配置するとともに、小中連携校の取組みも各地区で継続発展させ、かつ従来からある小学校・中学校についてもそれぞれの特色づくりを進めつつ一貫校の成果も反映し、区民の多様なニーズにこたえるよう、多様な学校を展開する。

この文面からは、品川区が、「区民の多様なニーズにこたえる」ため、「多様な学校を展開」する方策の一つに「小中一貫の教育課程を実践する小中一貫校」の配置を据えていることが見て取れる。すなわち、品川区における小中一貫教育は、学校選択の主体となる「区民」（＝保護者）の「ニーズ」にこたえ、小中一貫の利点を活かしたカリキュラムの開発・実践により、より積極的に選択されるような学校づくりをめざしたものとして類型化することが可能である。

2 現代的教育課題にかかわる重点目標等の追求

品川区は、上記の「ニーズ」に対して、従来の小・中学校が直面する教育課題－「小学校と中学校の垣根を取り去」⁽¹⁴⁾ること、児童・生徒に「社会の形成者としての資質能力や態度を身に付け」⁽¹⁵⁾させること、「確かな学力の定着を図る」⁽¹⁶⁾こと等－に対処するべく、小中一貫の特性を活用したカリキュラムを作成した。その主な特徴は、次の3点に整理することができる。

- 9年間の教育活動を「4－3－2のまとまり」として再編
- 9年間をかけて学習する「市民科」の創設や、1年生からの英語科の導入
- 5年生から教科を選択して学習する「ステップアップ学習」の設定

品川区の小中一貫教育カリキュラムの開発は、「1」の「保護者ニーズ」へ対応する方法の一部を構成している。と同時に、現代的な教育課題にかかわる「重点目標等」を設定し、カリキュラムの開発と実践を通してそれらを追求しようとしたとも言え、小中一貫教育導入を推進する必要性類型のうちの「重点目標等追求型」に該当する事例とみなすこともできる。

VI 今後の展望－「義務教育学」の創成をめざして－

本稿は、小中一貫教育導入の「必要性」について、教育学研究の見地から、批判的に検討した。その問いかけを出発点として、義務教育の諸側面（学校運営、教科の実践、「総合的な学習の時間」の実践、地域との連携、教育長のリーダーシップ等）を対象とした、義務教育の質の保証・向上をめざす、その理論と実践を研究する「義務教育学」の可能性を探求し、その創成に貢献したい。

注

- (1) 『日本教育学会第70回大会要旨集録』 2011(平成23)年8月 p.19.
- (2) 「新しい時代の義務教育を創造する(答申)」 中央教育審議会 2005(平成17)年10月26日 p.18.
- (3) 「滑らかな接続」、「円滑な接続」、「スムーズな接続」等といった表現の使用例も確認することができるが、本稿では、次の論文に従った。
酒井朗 「移行期の危機と校種間連携の課題に関する教育臨床社会学—『なめらかな接続』再考—」 『教育学研究』第77巻第2号 日本教育学会 2010(平成22)年6月 pp.132-143.
- (4) 例えば「兼務教員」の発令を受けた中学校教員が、中学校から小学校へと移動して、主に高学年児童を対象にして、免許を保持する特定教科の授業を行うといった「一部教科担任制」や「交流授業」の試みにしても、そのねらいは、学力向上ではなく、「中学校での教科担任制への滑らかな移行」、すなわち中学校型の授業に小学生のうちから慣れてもらい、中学校入学以前の段階で、それへの不安や抵抗を軽減する、あわよくばなくすことなのである。
「小林市小中一貫教育基本計画」 小林市教育委員会 2008(平成20)年11月 pp.5-6.
- (5) (2)と同じ pp.5-6.
- (6) 小林市立西小林小学校・幸ヶ丘小学校・西小林中学校 『平成22年度研究紀要 小・中学校9年間で子どもを育てよう』 2011(平成23)年3月 pp.47-50.参照
- (7) 河原国男・助川晃洋・遠藤宏美・工藤文三 「小中一貫教育推進の必要性(理由)を検討する—『義務教育学』の創成のために—」 『日本教育学会第70回大会要旨集録』 2011(平成23)年8月 pp.80-81.参照
- (8) この表は、2011年8月4日に開催された平成23年度第1回小中一貫教育研究協議会(於・教育文化学部第1会議室)において、参加者全員に配布され、検討された。
- (9) 「小林市立小・中学校の適正な学校規模の基本的な考え方及び具体的方策について」 小林市立小・中学校規模適正化審議会 2007(平成19)年11月 p.12.
- (10) 同上 p.13.
- (11) 助川晃洋 「宮崎県小林市の小中一貫教育構想—地域レベルでの教育課程・方法改革に関する事例研究のための予備的考察—」 『宮崎大学教育文化学部紀要(教育科学)』第21号 宮崎大学教育文化学部 2009(平成21)年9月 pp.13-16.
- (12) 小林市立西小林小学校・幸ヶ丘小学校・西小林中学校 『平成21年度研究紀要 小・中学校9年間で子どもを育てよう』 2009(平成21)年11月 p.22.
- (13) 内閣府構造改革特区担当室 「第2回認定等された構造改革特別区域について 構造改革特別区域計画(東京都品川区、小中一貫特区)」 2003(平成15)年9月8日 p.5.
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/kouhyou/030908/011.pdf> (2011(平成23)年8月9日接続確認)
- (14) 同上 p.2.
- (15) 亀井浩明監修 品川区立小中一貫校日野学園著 『小中一貫の学校づくり』 教育出版 2007(平成19)年 pp.iv-v.
- (16) 同上 p.v.